

中津市景観計画



歴史・文化・自然が調和した風情のある中津の風景「ひと」を育み、「ひと」に癒しと活力を与える景観づくり

景観法の届出をお願いします。届出対象とならない行為についても、できる限り中津市景観計画の方針及びガイドラインに即したものとなるようご理解とご協力をお願いします。

【届出が必要な区域】 中津市全域（裏面届出対象地区図参考） 着工60日前まで協議(別紙)

【届出が必要な行為と対象規模】 一戸建ての専用住宅が該当するもの 

①大規模な行為等届出地区(市全域)

建築物	新築、増築、外観の変更	高さ>10m又は 延べ面積>1,000㎡の建築物(棟単位の規模、増築等は 増築後の棟全体の規模、外観色彩の変更等>10㎡) 
工作物	柵、塀、擁壁等	高さ>2m 一定規模以上のもの 
	広告塔、記念塔等	高さ>4m ※1
	煙突	高さ>6m
	高架水槽、サイロ、物見塔	高さ>8m
	RC柱、鉄柱、木柱 (電波塔、送電塔、橋梁等含む)	高さ>10m
	遊戯施設、製造、貯蔵、加工、汚物、ごみ処理施設、自動車車庫	高さ>10m又は建築面積>500㎡
	太陽光発電設備	高低差>10m又はパネル面積>500㎡
開発行為	都市計画区域内、準都市計画区域内	開発行為>3,000㎡
	その他の区域	開発行為>10,000㎡
土石類の採取 宅地造成その他土地の形質の変更		水平投影面積>1,000㎡かつ高さ>2mの切土盛土
木竹の伐採又は移植		水平投影面積>1,000㎡
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積又は貯蔵		高さ>2m、かつ面積>100㎡、かつ集積期間>90日


②特定施設届出地区(指定する路線の道路境界線から20mの範囲を含む一団の土地)

パチンコ店、ゲームセンター等風営法第2条の営業 ガソリンスタンド、ホテル、旅館等 飲食店、物品販売店、レンタル店、コインランドリー等	延べ面積>10㎡ 新築、増築、改築、移転、外観の変更等 ※2
--	-----------------------------------

③中津城周辺景観形成地区

飲食店、物品販売店、レンタル店、コインランドリー等	延べ面積>10㎡ 新築、増築、改築、移転、外観の変更等 ※2
---------------------------	--------------------------------

④景観形成重点地区

島田本町地区 蛭子町地区 豊後街道地区 諸町地区	延べ面積>10㎡ 新築、増築、改築、移転、外観の変更等 
-----------------------------------	--

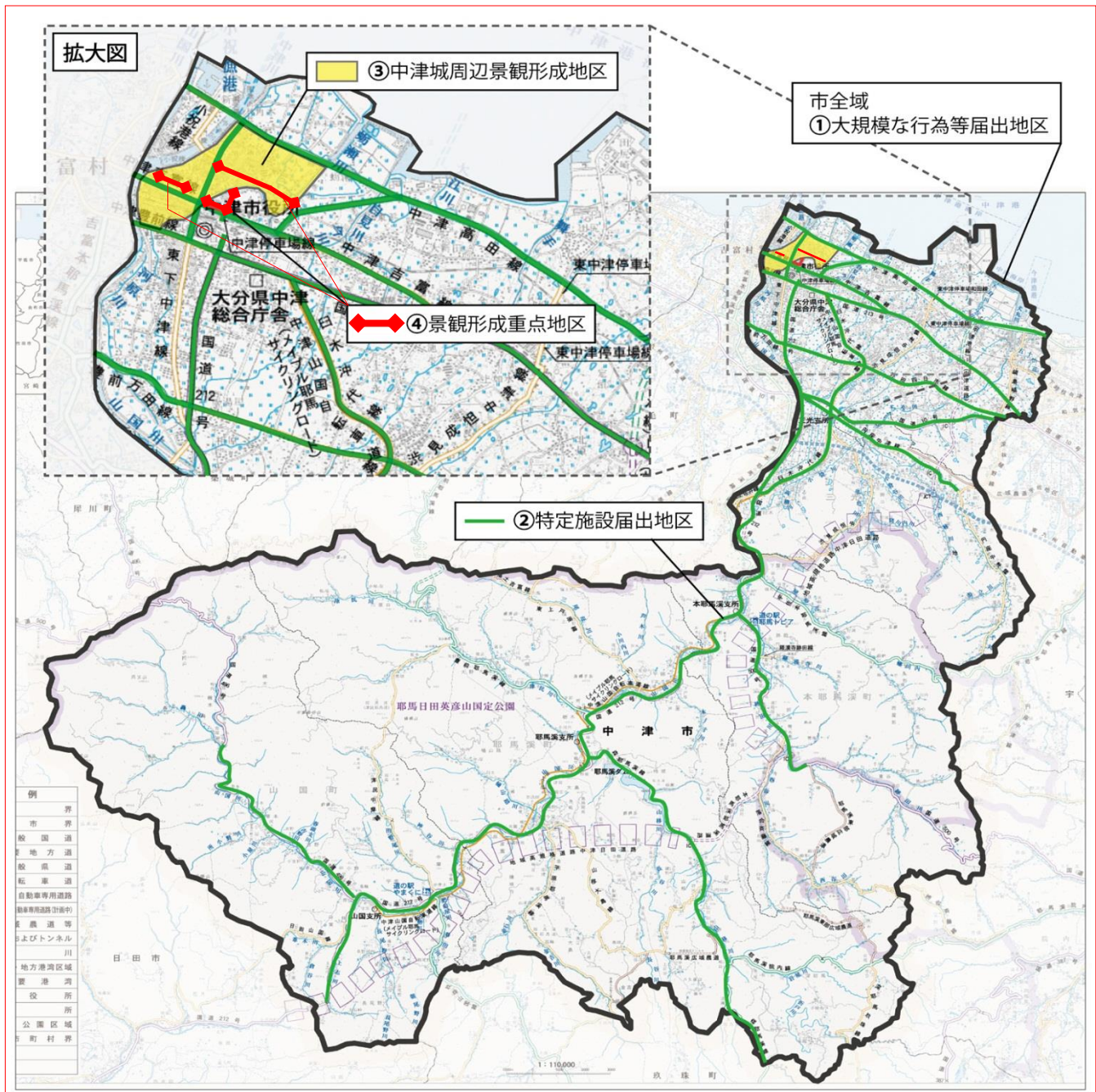
※1 屋外広告物法による許可を受けた広告物は届出対象外。表示面積の50%以上に景観形成方針基準に準じた色彩を使用することを推奨しています。※2 併用住宅を含む

■景観形成方針基準、ガイドライン、申請様式等は中津市ホームページをご覧ください

<http://www.city-nakatsu.jp/doc/2011100600074/>

例	色彩基準 (マンセル値)	R赤 Y R黄 赤 Y黄	G Y黄緑	他 G緑~ R P赤紫	基準外の色彩 /各壁面見付面積	支柱・フェンス等 基本色	高さ
① 市街地、臨海工業、沿岸、郊外住宅、 古代遺跡	彩度4以下	彩度2以下	彩度2以下	原則不可	1/5以下	DB(10YR2.0/1.0) GB(10YR6.0/1.0) DG(10YR3.0/0.2)	7~30m 以下 方針基準 参考
③ 中津城周辺景観形成地区(城下町)	彩度4以下	彩度2以下	原則不可	1/10以下	DBダークブラウン 10YR2.0/1.0		
④ 景観形成重点地区(島田本町、 蛭子、豊後街道、諸町)	彩度4以下	彩度2以下	原則不可	1/10、1/20以下			

届出対象地区図



●特定施設届出地区で指定する路線

- ・国道10号
- ・国道212号
- ・国道213号
- ・国道496号線の一部
- ・国道500号の一部
- ・県道中津高田線
- ・県道中津停車場線
- ・県道中津吉富線
- ・県道中津豊前線
- ・県道臼木沖代線
- ・県道豊前万田線
- ・県道円座中津線の一部
- ・県道森耶馬溪線
- ・県道万田四日市線
- ・県道小祝港線の一部
- ・市道中津駅南口通り線
- ・市道船場竜王線
- ・市道小祝角木線

中津市 総合政策課 まちづくり推進室
〒871-8501 中津市豊田町14番地3
☎ 0979-22-1111